

# 保育所保育指針について



山 下 俊 郎

幼稚園教育における幼稚園教育要領と同じような意義を持つものとして、去る八月六日に保育所保育指針が発表された。しかし、幼稚園教育要領は、幼稚園教育の基準を示すものとして、学校教育法に規定されている強制的性格をもっているのであるが、保育所保育指針の方は、このような強制的性格は持っていない。厚生省児童家庭局長通知では、保育所の保育内容を充実させるために参考とするようと言っている。しかし、今まで保育所保育内容については、児童福祉施設最低基準にきわめて漠然としたことしか示されていなかつたのであるが、今回発表された保育指針はかなり具体的に保育内容を示している点が注目され得るべきものである。

\* \* \*

保育所保育指針が生まれるに至った経過についてまず述べてみよう。

厚生省は中央児童福祉審議会に保育制度特別部会を昭和三十七年四月に設けた。その部会の審議の結果できあがつたものが昭和三十八年七月に発表された第一回中間報告「保育問題をこう考える」であつて、この中に保育内容の充実と調整について検討することの必要が指摘されている。この特別部会は三十九年一月から再開され、その十月に第二回の中間報告「いま保育所に必要なもの」を出し、その中で保育内容を明らかにすべき保育所保育要領（仮称）を早急に作成することの必要を力説している。そこでこの部会の中にとくに保育内容を研究する小部会を設け（実際には三十九年一月から発足していた）、約一年七か月を要して専門学者と保育実践のベテランによる共同研究の結果、できあがつたのがこの保育所保育指針である。当初は右に述べたように保育要領（仮称）という名称で呼ばれていたが、最終的には保育指針という名称をとることになつた。

たものである。そして、去る七月十六日の中央児童福祉審議会の総会にかけて決定し、さきに述べたように八月六日局長通知とともに発表されたのである。

\* \* \*

保育所保育指針は、その名称の示すとおり保育所における保育内容のあり方を示すものである。したがつて、児童福祉法に規定してあるとおり「保育に欠ける乳幼児」の保育に関する指針であることはいうまでもない。したがつて、その点で幼稚園教育要領どちがつてはいる点がいろいろある。保育される乳幼児の年齢が三歳未満に及んでいること、いわゆる長時間保育であることなどはとくに目立つ点であるが、そのほかにもたとえば隨時入園の乳幼児があるとか、養護的な面にかなりの重みが置かなければならないといったような諸点は、その例である。

しかし、この指針においてその基本を流れる精神として貫かれているのは、保育という営みが人間形成の営みであるということである。昭和三十八年十月に出された文部省初等中等教育局長と厚生省児童局長との共同通知の中に、幼稚園年齢の児童の教育に関する面においては「幼稚園教育要領」に準拠することが望ましいと述べられているのであるが、保育指針はこの精神を汲んでいるというよりも一歩進んで乳幼児全体を通じて保育が人間形成、しかも豊かな人間性を持った子どもを育成するという任務を果たすべきだとしてい

るのである。

この保育指針では、乳児から六歳児にいたる各年齢段階の保育について具体的に示してあるが、この保育についていま前に述べた基本的態度のほかにもう一、二点の特質がある。

その一は、保育という用語を乳幼児に対する育成的営みに限定したことである。このことは当然のことであると誰でも考えるのであるが、児童福祉法における保育という用語はあいまいである。たとえば保母を規定して「児童福祉施設において児童の保育に従事する女子を保母といふ……」(児童施設法施行令第十三条)という規定がある。児童福祉法で児童というのは満十八歳までであり、児童福祉施設に収容される児童というのは乳児から十八歳にまたがつていい。そうすると、十八歳の児童まで保育の対象であることになるが、これは少しおかしい。わたくしたちは保育というのは乳幼児に対する育成の営みと限定したい。保育指針ではその通りになつてゐるわけである。

また、保育所については、前にも述べた通り保育所は保育に欠ける乳幼児を保育するのであるが、必要があるときはその他の児童を保育することができるという規定が児童福祉法にある。そしてこれを行なわれているのであるが、保育指針はこの精神を汲んでいるわけである。乳幼児が行なわれているわけであるが、学童に対しても保育という言葉はおかしいし、学童の生活指導については保育所とは全然別個の系統において考えらるべきものである。

したがって、保育指針においては、保育をどこまでも乳幼児の保育としてすつきりさせ、学童の問題は枠外に置いてあるわけである。

なお、保育指針という名称についてであるが、保育特別部会の中間報告にも保育要領（仮称）という名称を用いてあり、さきに出されている全国社会福祉協議会保母会のものにも保育所保育要領という名称が用いられている。しかし、保育要領はすでに終戦直後にいまの幼稚園教育要領の前身として編まれ独特の役割をはたしてきたものである。したがって、保育要領という名称を重ねて用いるよりも、保育所保育指針という名称の方がすつきりしていると考えられるのである。

そこでこの保育指針の内容について簡単に述べてみよう。

保育指針は全部で十一章から成っている。第一章は総則で、ここでは保育の原理、保育内容構成の基本方針および指導の基本方針が述べられている。第二章は子どもの発達上の特性であって、身体的生活、知的生活、情緒的生活、社会的生活の四つの面について乳幼児の発達特性について概説してある。以下の各章に出てくることの総説である。第三章から第九章までは各年齢段階別の保育内容の解説であって、第三章一歳三ヶ月未満児の保育内容、第四章一歳三か月から二歳までの児の保育内容の二章に統いて以下第五章から第六章までがそれぞれ二歳児、三歳児、四歳児、五歳児、六歳児の保

育内容となつていて。そして、この保育内容の章は、各章ともまず「発達上のおもな特徴」について第二章の概説を受けて具体的な叙述があり、さらにそれを受けて「保育のねらい」を設定し、次に乳幼児の「望ましいおもな活動」について具体的に領域別に述べ、「指導上の留意事項」で結んである。第十章は、指導計画作成上の留意事項を全体について述べ、第十一章は保健、安全管理上の留意事項を、保健と安全とにわけて述べてある。そして、この場合、管理というのは保母の管理事項だけに限定してある。

以上が保育指針の内容構成であるが、ごく重要な点だけ内容について述べてみよう。

第一章の総則においては、保育所の保育の基本的性格が打ち出されているわけであるが、とくに保育の目標については「子どもは豊かに伸びていく可能性をそのうちに秘めている。その子どもたちが、現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎をつちかうことが保育の目標である。」と述べている。さきに述べた保育の基本的考え方がここに示されており、さらにそれを受けて具体的な目標が七項目にわたって述べられている。

次に保育の方法、保育の環境について保育所という環境づくりと方法の基本について述べてある。

第一章の総則の中で注目すべきものは、保育内容構成の基本方針

の中における保育内容の区分である。保育内容を構成する上に、領域を設定するのであるが、ここでは必然的に年齢段階をどのように区分するかが問題となつてくる。この点はすでにふれたように、一歳三ヶ月未満、一歳三ヶ月から二歳まで、二歳、三歳、四歳、五歳、六歳という七つの年齢段階に分けてあり、さらに各年齢段階別に保育内容の領域を次のようにわけてある。

年齢区分	領域
1歳3ヶ月未満	生活・遊び
1歳3ヶ月から2歳まで	健康・社会・遊び
2歳	健康・社会・言語・遊び
3歳	健康・社会・言語・自然・音楽・造形
4歳	
5歳	
6歳	

表に見るとおり、二歳未満の子どもにおいては、生活と遊びといふ二つの領域にわけてあり、生命の保存に直接関係のある活動が前身を目的とした活動を後者としてある。

そして、年長になるにつながって活動が分化してくるので、二歳児では生活と遊びの領域の中でとくに対人関係と結びつく面を社会とし、生命保持の活動に関連するものが健康

となつてゐる。三歳児ではさらにそこから言語を分化させてあるのは、その発達的特質に応じているわけである。四歳児以上では、大体において幼稚園教育要領に設定されたある六領域とおおむね合致するようにしてある。

なお、年齢段階についてとくに補説する必要のある点だけふれると、一歳三ヶ月未満児については、保育所の実状からいっておおよそ六ヶ月以上一歳三ヶ月までを考えてある。また、六歳児をとくに設けたのは、現実に保育児の中には最年長組に四月生まれから見られる六歳児がいるからこれを設けたのである。そして各年齢段階においては、おおよそその到達目標として各々の年齢の後半が考えられているのである。

\*

\*

\*

第二章以下については、あまり詳しくふれる余裕がないのであるが、とくに第三章から第九章にいたる各年齢段階別の保育内容を示した点は、特筆されていいと思われる。というのは、幼稚園教育要領においては、各年齢別の発達特質についてはふれられていないのであって、その内容についてはいろいろの批判があるのであろうが、それはともかくとして幼稚園教育要領よりもこの点においては一步さきに進んで、保育の上に貢献することを高く評価され